

# 利用上の注意

この報告書は、平成 22 年 10 月 1 日に実施した平成 22 年国勢調査の従業地・通学地による人口・産業等集計結果をとりまとめたものである。

## 1 本報告書のデータの取り扱い

(1) 年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

(2) 本書で用いている符号は、次のとおりである。

「—」 …………… 皆無又は該当数値なし

「…」 …………… 不詳

「△」 …………… 負数（減少）

「0.0」 …………… 0.05 未満

「0.00」 …………… 0.005 未満

「x」 …………… 秘匿地域

秘匿する数値がある行は、全て「x」表示とし（面積は除く）、他の地域（イタリック体の地域）に合算している。

(3) 区市町村の面積

人口密度の算出に用いた区市町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した平成 22 年 10 月 1 日現在の「平成 22 年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、一部境界未定のため、総務省統計局において面積を推定している。

(4) 町丁・字の面積

町丁・字の面積は、当該区市町村の報告（小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで表示）により表示した。

なお、町丁・字の面積は、河川敷など面積不明の区域は除いているため、町丁・字の面積の総和は、区市町村の総面積と必ずしも一致しない。

## 2 地域別の流入・流出人口の集計

流入・流出人口においては、「東京都総数」「区部」「市部」「郡部」「島部」の数値と、該当地域内区市町村の数値の合計とは一致しない。

これは、区市町村単位では個々の区市町村と他の都内区市町村との移動が流入、流出として集計されるのに対し、「東京都総数」「区部」「市部」「郡部」「島部」のように個々の区市町村より広い地域区分ではその地域外に移動しない限り当該地域内に留まる人口として集計されるためである。また、「市部」「郡部」「島部」については 15 歳以上就業者と 15 歳未満を含む通学者を集計した。

(例) 千代田区が常住地で中央区が従業地の場合の集計

- ・千代田区では流出人口、中央区では流入人口として集計される。
- ・区部の地域内での移動のため、「区部」では留まる人口として集計される。

### 3 各統計表についての注意

(1) 第1表

昼間・夜間人口については年齢・労働力不詳及び15歳未満就業者を含む。

(2) 第2表

昼間・夜間人口総数については年齢・労働力不詳及び15歳未満就業者を含む。

(3) 第3表

昼間・夜間就業者については15歳以上通勤者として集計した。

(4) 第4表

流入・流出人口については15歳以上通勤者として集計した。

(5) 第5表

他県からの流入・流出人口については15歳以上通勤者として集計した。

再掲については、埼玉県・千葉県・神奈川県の記事町村の上位25市までを掲載した。

(6) 第6表

区部と他地域との流入・流出人口については15歳以上通勤者として集計した。

表章地域の各「地方」の範囲は次のとおりである。

「北海道・東北地方」……………北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、  
福島県

「関東地方」……………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県

「北陸地方」……………新潟県、富山県、石川県、福井県

「中部地方」……………山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

「近畿地方」……………三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国地方」……………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

「四国地方」……………徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州地方」……………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、  
沖縄県

また、再掲については、埼玉県・千葉県・神奈川県の記事町村の上位25市までを掲載した。

(7) 第7表

同一区市町村の組み合わせは、当該区市町村内において15歳以上通勤・通学者である。

なお、「第7表の1」及び「第7表の2」については、自宅就業者は含まない。

(8) 第8表

地域、産業別昼間・夜間・流入・流出就業者については15歳以上通勤者として集計した。また、「市部」、「郡部」、「島部」の各地域区分については、産業（大分類）別の流入・流出人口は集計されていない。

(9) 第9表

「市部」、「郡部」、「島部」の各地域区分については、当該地域の年齢（5歳階級）別の流入・流出人口は集計されていない。

(10) 第10表

利用交通手段とは、従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類を示している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

(11) 第11表

町丁・字別等昼間人口（推計）について、夜間人口は平成22年国勢調査の結果であるが、昼間人口は以下の算出方法により算出している。

国勢調査では、従業地・通学地別の就業者・通学者数は区市町村単位で集計しており、町丁・字別には集計していないため、通常の算出方法をとることができないので、次の算出方法により算出した。

昼間人口を、「就業者」、「通学者」、「従業も通学もしない者」の3つに分け、「就業者」については、「平成21年経済センサス基礎調査」から、「通学者」については、「平成22年学校基本調査」からそれぞれ按分比を求めて計算する。また、「従業も通学もしない者」については、「平成22年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告」で作成したデータを使用した。

(注) 按分計算は小数点以下を四捨五入しているため、町丁・字等別昼間人口の計は、必ずしも区市町村別昼間人口と一致しない。

夜間人口の秘匿地域及び合算先地域は下記の通り

秘匿地域	合算先
千代田区有楽町2丁目	千代田区有楽町1丁目
千代田区霞が関2丁目	千代田区永田町2丁目
千代田区霞が関3丁目	千代田区永田町2丁目
中央区日本橋本石町2丁目	中央区日本橋本石町4丁目
江東区新木場1丁目	江東区新木場2丁目

秘匿地域	合算先
江東区青海4丁目	江東区青海2丁目
品川区勝島3丁目	品川区勝島2丁目
品川区水面	品川区八潮5丁目
大田区平和の森公園	大田区平和島2丁目
大田区羽田空港3丁目	大田区羽田6丁目
葛飾区金町浄水場	葛飾区金町3丁目
福生市南田園	福生市南田園1丁目
大島支庁神津島村高嶺	大島支庁神津島村
大島支庁神津島村面房	大島支庁神津島村
大島支庁神津島村向山	大島支庁神津島村面房
大島支庁神津島村三浦	大島支庁神津島村面房
大島支庁神津島村大沢	大島支庁神津島村面房